

奈良県告示第三百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和二年一月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 橿原高取線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
3 5	橿原市川西町四七 五番一地先から橿 原市川西町四七六 番一地先まで	前	一〇・一 一三・五	六九・八	
	橿原市川西町四七 五番一地先から橿 原市川西町四七六 番一地先まで	A	一三・五 二二・二	六九・八	
	橿原市川西町三二 〇番一地先から橿 原市一町三四八番 一地先まで	後 B	三・五 七・〇	三二〇・〇	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和二年一月三十一日